

四半期報告書

(第5期第2四半期)

国際航業ホールディングス株式会社

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【事業等のリスク】	4
2 【経営上の重要な契約等】	4
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	4
第3 【提出会社の状況】	7
1 【株式等の状況】	7
2 【役員の状況】	21
第4 【経理の状況】	22
1 【四半期連結財務諸表】	23
2 【その他】	35
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	36

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年11月14日

【四半期会計期間】 第5期第2四半期(自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日)

【会社名】 国際航業ホールディングス株式会社

【英訳名】 KOKUSAI KOGYO HOLDINGS CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 呉 文 繡

【本店の所在の場所】 東京都千代田区六番町2番地

【電話番号】 03(6361)2442(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役企画本部長 渡 邊 和 伸

【最寄りの連絡場所】 同上

【電話番号】 同上

【事務連絡者氏名】 同上

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第4期 第2四半期 連結累計期間	第5期 第2四半期 連結累計期間	第4期
会計期間	自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日	自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
売上高 (千円)	19,624,203	19,614,229	50,877,761
経常損失(△) (千円)	△ 1,419,624	△ 2,945,333	△ 243,201
四半期(当期)純損失(△) (千円)	△ 2,171,367	△ 2,578,132	△ 2,207,683
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	△2,414,222	△ 2,851,243	△ 2,268,666
純資産額 (千円)	29,222,213	25,355,238	29,367,102
総資産額 (千円)	60,381,320	58,400,506	66,931,085
1株当たり四半期 (当期)純損失(△) (円)	△ 59.62	△ 70.78	△ 60.62
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	45.9	42.6	41.5
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	7,063,177	4,132,943	△ 996,774
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△ 3,898,181	△ 1,113,883	△ 3,896,519
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△ 5,425,479	△ 2,668,967	2,316,908
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)	9,498,942	9,397,145	9,193,272

回次	第4期 第2四半期 連結会計期間	第5期 第2四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日	自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日
1株当たり四半期純損失(△) (円)	△ 7.03	△ 12.91

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 第4期及び第4期第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、1株当たり四半期(当期)純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。なお、第5期第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在するものの1株当たり四半期純損失のため記載しておりません。
- 4 当社グループの主要事業である空間情報コンサルティング事業の売上高は、第4四半期連結会計期間の業務割合が大きいため、第3四半期連結累計期間までの各四半期連結会計期間と第4四半期連結会計期間の業績に季節的変動があります。
なお、第4期第1四半期連結累計期間より、「四半期財務諸表に関する会計基準」第12項(四半期特有の会計処理(原価差異の繰延処理))を適用しております。
- 5 第4期第2四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当社グループは、中期経営計画に基づき、これまで培った社会インフラ整備の技術と実績、再生可能エネルギーの導入ノウハウをもとに、「安心安全な地域づくり」「低炭素社会」を通じて、人と環境にやさしい「グリーンコミュニティの実現」を目指すことを経営方針に据え、空間情報コンサルティング事業、グリーンプロパティ事業及びグリーンエネルギー事業の3つの事業セグメントにおいて、それぞれ国内外での事業活動を積極的に取組んで参りました。

しかしながら、世界経済は欧州での財政・金融不安が続く中、米国での高い失業率、中国での金融引き締めなどから景気の減速感が強まっており、日本経済についても東日本大震災、不安定な海外経済情勢や歴史的な円高水準等が、企業の生産活動に大きな影響を与えております。

こうしたなか、当社グループは、被災地の復興に向けたグループ一体での取組みを強化するとともに、各セグメントでの環境変化に対応しながらそれぞれの収益改善に取り組んだ結果、当第2四半期連結累計期間における連結業績は、売上高196億1千4百万円（前年同期196億2千4百万円）、営業損失21億1千万円（前年同期11億2千9百万円の損失）となりました。また、円高の影響を受け為替差損が膨らんだことから、経常損失29億4千5百万円（前年同期14億1千9百万円の損失）、四半期純損失25億7千8百万円（前年同期21億7千1百万円の損失）となりました。なお、空間情報コンサルティング事業における原価差異の繰延処理により、営業損失、経常損失及び四半期純損失がそれぞれ9億7千9百万円減少しております。

各セグメントの業績は、次のとおりであります。

<空間情報コンサルティング事業>

空間情報コンサルティング事業は最先端の空間情報技術を活用して、官公庁、地方公共団体を中心として行政業務支援、防災、国土保全に関するサービスを提供すると共に、マーケティングGISなど民間ビジネスに取り組んでいます。

当第2四半期においては東日本大震災以降も、台風や局地的な大雨による洪水と山地崩壊などの各地で発生した自然災害に対する応急復旧はじめ、復旧復興に関連する業務への取組みを引き続き強化して参りました。また、新たな民間ビジネスの取組みとして、中国主要地域でのマーケティング情報をインターネットを通じて提供するエリアマーケティングサービスの準備を現地パートナー企業と提携して進

めて参りました。

このような活動の結果、業績につきましては、売上高は117億3千6百万円（前年同期比7.5%減）、損益面では20億6千万円の営業損失（前年同期9億3千4百万円の損失）となりましたが、受注高は210億7千万円と前年同期を7億6千9百万円上回り、受注残高も177億6千7百万円と前年同期末に比べて8億4千万円増加するなど、堅調に推移しております。

本事業は官公庁・地方公共団体からの受注の割合が大きく、検収・引渡しが集中する年度期末に収益が実現する特性があります。また、上半期の売上高は前年度末の受注残高の影響を受ける特性があります。このため、一昨年の後半に政府経済対策特需で特に受注残高が増加した前年同期に比較すると、当第2四半期はその反動減に加えて、顧客の震災復旧対応への支援ならびに復興関連ほか防災・保全対策での案件受注が活発化したことで、直接的・間接的なコストが増加しております。

<グリーンプロパティ事業>

グリーンプロパティ事業は創業以来これまでの不動産サービスに加えて、環境・エネルギー時代に求められる不動産ソリューションを加え、住宅や建築物の省エネソリューション、太陽光発電などの創エネソリューション、環境リスク対応などを提供しています。

当第2四半期においては特に公共が保有している資産の活用を支援するPRE戦略支援や、長寿命・環境配慮型住宅に、災害設備を備えた生活継続型のエコタウン開発に注力して参りました。

このような活動の結果、主に住宅部門での販売増加に加えて、創エネソリューションやPRE業務の受注などにより、売上高72億2千4百万円（前年同期比12.3%増）となりました。一方で、分譲用土地の仕入れ原価の上昇などから損益面では3千万円の営業損失（前年同期8千5百万円の利益）となりました。

<グリーンエネルギー事業>

グリーンエネルギー事業は、欧州及び日本において、地域に根ざした太陽光発電所の開発・運営を行っています。

欧州地域においては、ドイツ、イタリアなどで全量買取制度の条件見直しによる事業環境の急速な変化に加えて、ユーロ安など為替変動の影響を受け厳しさを増しております。こうした変化に対し、従来主力としてきた地上設置型の発電所開発に加えて屋上設置型の発電所開発への展開や組織体制の見直し等を通じて、事業環境への適合化に取り組んでおります。

国内では本年2月に完成した宮崎都農第2発電所に続いて、群馬県館林市に自家消費を目的とした発電容量500kwの館林ソーラーパークが9月に完成しました。更に、来年の全量買取制度の導入を見据えて、主に地方公共団体のご協力を得ながら、地域に根ざしたメガソーラーの開発を進めております。

このような活動の結果、当第2四半期は欧州における発電所の開発業務収入及び売電収入の売上計上などから、売上高は6億4千1百万円（前年同期比29.0%増）、営業損失は5百万円（前年同期2億5千5百万円の損失）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第2四半期連結会計期間末の総資産は584億円と前期末比85億3千万円の減少となりました。これは主に、売上代金回収による売上債権が減少したことによるものです。

負債総額は330億4千5百万円となり前期末比45億1千8百万円の減少となりました。これは主に、仕入債務の減少及び借入金の返済、社債の償還など有利子負債の減少によるものです。

これらの結果、純資産額は四半期純損失による利益剰余金等の減少により、前期末比40億1千1百万

円減少の253億5千5百万円となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

当第2四半期連結累計期間における営業活動によるキャッシュ・フローでは、主に売上債権の回収による資金の増加95億3千5百万円の方で、仕入債務の支払いによる資金の減少16億4千万円などにより資金が41億3千2百万円増加（前年同四半期は70億6千3百万円の増加）しました。

投資活動によるキャッシュ・フローでは、主に貸付金の回収による収入27億9千5百万円の方で、貸付けによる支出41億6千8百万円があったことから資金が11億1千3百万円減少（前年同四半期は38億9千8百万円の減少）しました。

財務活動によるキャッシュ・フローでは、主に借入金及び社債を返済したことなどから26億6千8百万円の資金の減少（前年同四半期は54億2千5百万円の減少）となりました。

この結果、当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、前期末に比べて2億3百万円増加し、93億9千7百万円となりました。

(4) 事業上及び財政上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、事業上及び財政上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間の空間情報コンサルティング事業における研究開発活動の金額は、8千8百万円であります。なお、当第2四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動について重要な変更はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	77,908,000
計	77,908,000

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年11月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	38,177,103	38,177,103	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は 1,000株であります。
計	38,177,103	38,177,103	—	—

(注) 提出日現在発行数には、平成23年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

① 平成23年8月25日取締役会決議 第1回新株予約権

決議年月日	平成23年8月25日
新株予約権の数(個)	6,500 (注) 3
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	6,500,000 (注) 3、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	359 (注) 3～7
新株予約権の行使期間	平成23年9月13日～平成25年3月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注) 5～8
新株予約権の行使の条件	(1) 第1回新株予約権に係る修正日の直前取引日において、取引所における当社普通株式の普通取引の終値が245円(注7「行使価額の調整」の規定を準用して調整される。)を下回る場合は、当該第1回新株予約権の行使はできない。 (2) 各第1回新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 当該新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権である。

2. 本新株予約権の募集は、第三者割当の方法により、全てマコーリー・バンク・リミテッドに割当てる。

3. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質

(1) 第1回新株予約権の目的となる株式の総数は6,500,000株、割当株式数(第4項「新株予約権の目的となる株式の数」欄第(1)号に定義する。)は1,000株で確定しており、株価の上昇又は下落により第1回新株予約権行使価額(第5項「新株予約権の行使時の払込金額」欄②に定義する。)が修正されても変化しない(但し、第7項「行使価額の調整」欄に記載のとおり、調整されることがある。)なお、株価の上昇又は下落により第1回新株予約権行使価額が修正された場合、第1回新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。

(2) 行使価額の修正基準

第1回新株予約権行使価額は、第9項「第1回新株予約権の行使請求の方法」第(1)号に定める第1回新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日(以下、本項において「修正日」という。)の直前取引日(各行使請求に係る通知を当社が受領した時に株式会社東京証券取引所の開設する東京証券取引所市場第一部(以下「取引所」という。)におけるその日の売買立会が終了している場合、直前取引日とは当該修正日とする。)の取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額(1円未満の端数を切り捨てる。)が、当該修正日の直前に有効な第1回新株予約権行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該修正日以降、当該金額に修正される。

「取引日」とは、取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、取引所において当社普通株式の取引停止処分又は取引制限があった場合(一時的な取引制限も含む。)には、当該日は「取引日」にはあたらないものとする。

(3) 行使価額の修正頻度

行使の際に前(2)号に記載の条件に該当する都度、修正される。

(4) 行使価額の下限

220円(但し、第1回新株予約権行使価額の調整が必要となる場合の規定を準用して第1回新株予約権行使価額の下限も調整されることがある。)

第1回新株予約権の行使制限により、当該直前取引日の当社普通株式の終値が245円(平成23年8月25日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値)の75%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額)

を下回る場合、第1回新株予約権の行使が制限されるため、220円（平成23年8月25日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の67.5%（75%×90%）に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額）が第1回新株予約権行使価額の下限となる。

(5) 割当株式数の上限

6,500,000株（発行済株式総数に対する割合は、17.03%）

(6) 第1回新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額の下限

1,430,000,000円（本欄第(4)号に記載の第1回新株予約権行使価額の下限にて第1回新株予約権が全て行使された場合の資金調達額。但し、第1回新株予約権の全部又は一部は行使されない可能性がある。）

(7) 第1回新株予約権には、第1回新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合に、第1回新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って15取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に第1回新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項が設けられている（詳細は第11項「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照。）。

4. 新株予約権の目的となる株式の数

(1) 第1回新株予約権の目的である株式の総数は、6,500,000株とする（第1回新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下、本項において「割当株式数」という。）は1,000株とする。）。但し、本欄第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、第1回新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(2) 当社が第7項「行使価額の調整」欄の規定に従って第1回新株予約権行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前第1回新株予約権行使価額及び調整後第1回新株予約権行使価額は、第7項「行使価額の調整」欄に定める調整前第1回新株予約権行使価額及び調整後第1回新株予約権行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前第1回新株予約権行使価額}}{\text{調整後第1回新株予約権行使価額}}$$

(3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第7項「行使価額の調整」第(2)号及び第(5)号による第1回新株予約権行使価額の調整に関し、各号に定める調整後第1回新株予約権行使価額を適用する日と同日とする。

(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、第1回新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第7項「行使価額の調整」欄第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

5. 新株予約権の行使時の払込金額

第1回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

①各第1回新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、第1回新株予約権行使価額（但し、第6項及び第7項によって修正又は調整された場合は、当該修正又は調整後の第1回新株予約権行使価額）に割当株式数を乗じた額とする。

②第1回新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下、「第1回新株予約権行使価額」という。）は、当初359円とする。

6. 行使価額の修正

修正日の直前取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額（以下、本項において「修正日価額」という。）が、当該修正日の直前に有効な第1回新株予約権行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、第1回新株予約権行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。第9項「第1回新株予約権の行使請求の方法」第(1)号に定める第1回新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した時に、取引所におけるその日の売買立会が終了している場合、直前取引日とは当該修正日とする。

7. 行使価額の調整

(1) 当社は、第1回新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下、本項において「行使価額調整式」という。）をもって第1回新株予約権行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により第1回新株予約権行使価額の調整を行う場合及び調整後の第1回新株予約権行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後の第1回新株予約権行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後の第1回新株予約権行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③ 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後の第1回新株予約権行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の第1回新株予約権行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤ 本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、且つ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の第1回新株予約権行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに第1回新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により 当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の第1回新株予約権行使価額と調整前の第1回新株予約権行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、第1回新株予約権行使価額の調整は行わない。但し、その後第1回新株予約権行使価額の調整を必要とする事由が発生し、第1回新株予約権行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前第1回新株予約権行使価額に代えて調整前第1回新株予約権行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の第1回新株予約権行使価額が初めて適用される日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日における当社普通株式の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の第1回新株予約権行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(5) 上記第(2)号の第1回新株予約権行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、第1回新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な第1回新株予約権行使価額の調整を行う。

① 株式の併合、資本金の額の減少、会社分割、株式交換又は合併のために第1回新株予約権行使価額の調整を必要とするとき。

② その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により第1回新株予約権行使価額

の調整を必要とするとき。

③第1回新株予約権行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の第1回新株予約権行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 第1回新株予約権行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後の第1回新株予約権行使価額の適用開始日の前日までに、第1回新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びにその事由、調整前の第1回新株予約権行使価額、調整後の第1回新株予約権行使価額並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

8. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

(1) 第1回新株予約権の行使により株式を交付する場合の株式1株の発行価格

第1回新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各第1回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求に係る各第1回新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、第4項「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。

(2) 第1回新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

第1回新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果、1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

9. 第1回新株予約権の行使請求の方法

(1) 第1回新株予約権を行使する場合、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の第1回新株予約権を行使することができる期間中に第10項「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所を宛先として、行使請求に必要な事項をFAX、電子メール又は当社及び当該行使請求を行う第1回新株予約権者が合意する方法により通知するものとする。

(2) 第1回新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、第1回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて第10項「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(3) 第1回新株予約権の行使請求の効力は、第10項「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、且つ当該第1回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

10. 新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所

(1) 第1回新株予約権の行使請求の受付場所

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

(2) 第1回新株予約権の行使請求の取次場所

該当事項なし

(3) 第1回新株予約権の行使請求の払込取扱場所

株式会社三菱東京UFJ銀行 虎ノ門支店

11. 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件

(1) 当社は、第1回新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、第1回新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って15取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、第1回新株予約権1個当たり5,450円の価額で、第1回新株予約権者（当社を除く。）の保有する第1回新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。第1回新株予約権に関する他のいかなる規定にもかかわらず、当社による第1回新株予約権者に対する第1回新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して第1回新株予約権者が得たいかなる情報も適用ある日本の法令において未公開の重要情報またはインサイダー情報その他の同様な未公開情報を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。

(2) 当社は、当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）をする場合、株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となる場合又は取引所において当社の普通株式が上場廃止とされる場合は、会社法第273条の規定に従って15取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、第1回新株予約権1個当たり5,450円の価額で、第1回新株予約権者（当社を除く。）の保有する第1回新株予約権の全部を取得する。第1回新株予約権に関する他のいかなる規定にもかかわらず、当社による第1回新株予約権者に対する第1回新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して第1回新株予約権者が得たいかなる情報も適用ある日本の法令において未公開の重要情報またはインサイダー情報その他の同様な未公開情報を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。

- (3) 第1回新株予約権の発行後、いずれかの取引日において、取引所における当社普通株式の普通取引の終値が164円を下回った場合には、第1回新株予約権者は、その選択により、当社に対して書面で通知することにより、第1回新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができる。当社は、当該取得請求にかかる書面が到達した日の翌取引日から起算して15取引日目の日において、第1回新株予約権1個当たり5,450円の価額で、当該取得請求にかかる第1回新株予約権の全部を取得する。
- 1 2. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項についてマッコーリー・バンク・リミテッドとの間の取り決めの内容
該当事項なし
- 1 3. 当社の株券の売買についてマッコーリー・バンク・リミテッドとの間の取決めの内容
該当事項なし
- 1 4. 当社の株券の貸借に関する事項についてマッコーリー・バンク・リミテッドと当社の特別利害関係者等との間の取決めの内容
該当事項なし
- 1 5. その他投資者の保護を図るため必要な事項
該当事項なし

② 平成23年8月25日取締役会決議 第2回新株予約権

決議年月日	平成23年8月25日
新株予約権の数(個)	1,600(注)3
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,600,000(注)3、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	359(注)3～7
新株予約権の行使期間	平成23年9月13日～平成25年3月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)5～8
新株予約権の行使の条件	(1) 第2回新株予約権に係る修正日の直前取引日において、取引所における当社普通株式の普通取引の終値が245円(注7「行使価額の調整」の規定を準用して調整される。)を下回る場合は、当該第2回新株予約権の行使はできない。 (2) 各第2回新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 当該新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権である。

2. 本新株予約権の募集は、第三者割当の方法により、全て日本アジアグループ株式会社に割当てる。

3. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質

(1) 第2回新株予約権の目的となる株式の総数は1,600,000株、割当株式数(第4項「新株予約権の目的となる株式の数」欄第(1)号に定義する。)は1,000株で確定しており、株価の上昇又は下落により第2回新株予約権行使価額(第5項「新株予約権の行使時の払込金額」欄②に定義する。)が修正されても変化しない(但し、第7項「行使価額の調整」欄に記載のとおり、調整されることがある。)なお、株価の上昇又は下落により第2回新株予約権行使価額が修正された場合、第2回新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。

(2) 行使価額の修正基準

第2回新株予約権行使価額は、第9項「第2回新株予約権の行使請求の方法」第(1)号に定める第2回新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日(以下、本項において「修正日」という。)の直前取引日(各行使請求に係る通知を当社が受領した時に取引所におけるその日の売買立会が終了している場合、直前取引日とは当該修正日とする。)の取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の100%に相当する金額(1円未満の端数を切り捨てる。)が、当該修正日の直前に有効な第2回新株予約権行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該修正日以降、当該金額に修正される。

(3) 行使価額の修正頻度

行使の際に前(2)号に記載の条件に該当する都度、修正される。

(4) 行使価額の下限

245円（但し、第2回新株予約権行使価額の調整が必要となる場合の規定を準用して第2回新株予約権行使価額の下限も調整されることがある。）

第2回新株予約権の行使制限により、当該直前取引日の当社普通株式の終値が245円（平成23年8月25日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の75%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額）を下回る場合、第2回新株予約権の行使が制限されるため、245円（平成23年8月25日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の75%（75%×100%）に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額）が第2回新株予約権行使価額の下限となる。

(5) 割当株式数の上限

1,600,000株（発行済株式総数に対する割合は、4.19%）

(6) 第2回新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額の下限

392,000,000円（本欄第(4)号に記載の第2回新株予約権行使価額の下限にて第2回新株予約権が全て行使された場合の資金調達額。但し、第2回新株予約権の全部又は一部は行使されない可能性がある。）

(7) 第2回新株予約権には、第2回新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合に、第2回新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って15取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に第2回新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項が設けられている（詳細は第11項「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照）。

4. 新株予約権の目的となる株式の数

(1) 第2回新株予約権の目的である株式の総数は、1,600,000株とする（第2回新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下、本項において「割当株式数」という。）は1,000株とする。）。但し、本欄第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、第2回新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(2) 当社が第7項「行使価額の調整」の規定に従って第2回新株予約権行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前第2回新株予約権行使価額及び調整後第2回新株予約権行使価額は、第7項「行使価額の調整」に定める調整前第2回新株予約権行使価額及び調整後第2回新株予約権行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前第1回新株予約権行使価額}}{\text{調整後第1回新株予約権行使価額}}$$

(3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第7項「行使価額の調整」第(2)号及び第(5)号による第2回新株予約権行使価額の調整に関し、各号に定める調整後第2回新株予約権行使価額を適用する日と同日とする。

(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、第2回新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第7項「行使価額の調整」第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

5. 新株予約権の行使時の払込金額

第2回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

①各第2回新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、第2回新株予約権行使価額（但し、第6項及び第7項によって修正又は調整された場合は、当該修正又は調整後の第2回新株予約権行使価額）に割当株式数を乗じた額とする。

②第2回新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下、「第2回新株予約権行使価額」という。）は、当初359円とする。

6. 行使価額の修正

修正日の直前取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の100%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額（以下、本項において「修正日価額」という。）が、当該修正日の直前に有効な第2回新株予約権行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、第2回新株予約権行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。第9項「第2回新株予約権の行使請求の方法」に定める第2回新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した時に、取引所におけるその日の売買立会が終了している場合、直前取引日とは当該修正日とする。

7. 行使価額の調整

(1) 当社は、第2回新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下、本項において「行使価額調整式」という。）をもって第2回新株予約権行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により第2回新株予約権行使価額の調整を行う場合及び調整後の第2回新株予約権行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後の第2回新株予約権行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後の第2回新株予約権行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③ 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後の第2回新株予約権行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

⑤ 調整後の第2回新株予約権行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}}{\text{調整後行使価額}} \times \frac{\text{調整前行使価額により}}{\text{当該期間内に交付された株式数}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の第2回新株予約権行使価額と調整前の第2回新株予約権行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、第2回新株予約権行使価額の調整は行わない。但し、その後第2回新株予約権行使価額の調整を必要とする事由が発生し、第2回新株予約権行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前第2回新株予約権行使価額に代えて調整前第2回新株予約権行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の第2回新株予約権行使価額が初めて適用される日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日における当社普通株式の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の第2回新株予約権行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(5) 上記第(2)号の第2回新株予約権行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、第2回新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な第2回新株予約権行使価額の調整を行う。

① 株式の併合、資本金の額の減少、会社分割、株式交換又は合併のために第2回新株予約権行使価額の調整を必要とするとき。

② その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により第2回新株予約権行使価額の調整を必要とするとき。

③ 第2回新株予約権行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の第2回新株予約権行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 第2回新株予約権行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後の第2回新株予約権行使価額の適用開始

日の前日までに、第2回新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びにその事由、調整前の第2回新株予約権行使価額、調整後の第2回新株予約権行使価額並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

8. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

(1) 第2回新株予約権の行使により株式を交付する場合の株式1株の発行価格

第2回新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各第2回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求に係る各第2回新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、第4項「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。

(2) 第2回新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

第2回新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果、1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

9. 第2回新株予約権の行使請求の方法

(1) 第2回新株予約権を行使する場合、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の第2回新株予約権を行使することができる期間中に第10項「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所を宛先として、行使請求に必要な事項をFAX、電子メール又は当社及び当該行使請求を行う第2回新株予約権者が合意する方法により通知するものとする。

(2) 第2回新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、第2回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて第10項「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(3) 第2回新株予約権の行使請求の効力は、第10項「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、且つ当該第2回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

10. 新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所

(1) 第2回新株予約権の行使請求の受付場所

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

(2) 第2回新株予約権の行使請求の取次場所

該当事項なし

(3) 第2回新株予約権の行使請求の払込取扱場所

株式会社三菱東京UFJ銀行 虎ノ門支店

11. 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件

(1) 当社は、第2回新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、第2回新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って15取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、第2回新株予約権1個当たり198円の価額で、第2回新株予約権者（当社を除く。）の保有する第2回新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。第2回新株予約権に関する他のいかなる規定にもかかわらず、当社による第2回新株予約権者に対する第2回新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して第2回新株予約権者が得たいかなる情報も適用ある日本の法令において未公開の重要情報またはインサイダー情報その他の同様な未公開情報を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。

(2) 当社は、当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）をする場合、株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となる場合又は取引所において当社の普通株式が上場廃止とされる場合は、会社法第273条の規定に従って15取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、第2回新株予約権1個当たり198円の価額で、第2回新株予約権者（当社を除く。）の保有する第2回新株予約権の全部を取得する。第2回新株予約権に関する他のいかなる規定にもかかわらず、当社による第2回新株予約権者に対する第2回新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して第2回新株予約権者が得たいかなる情報も適用ある日本の法令において未公開の重要情報またはインサイダー情報その他の同様な未公開情報を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。

(3) 第2回新株予約権の発行後、いずれかの取引日において、取引所における当社普通株式の普通取引の終値が164円を下回った場合には、第2回新株予約権者は、その選択により、当社に対して書面で通知することにより、第2回新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができる。当社は、当該取得請求にかかる書面が到達した日の翌取引日から起算して15取引日目の日において、第2回新株予約権1個当たり198円の価額で、当該取得請求にかかる第2回新株予約権の全部を取得する。

- 1 2. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について日本アジアグループ株式会社との間の取り決めの内容
該当事項なし
- 1 3. 当社の株券の売買について日本アジアグループ株式会社との間の取決めの内容
該当事項なし
- 1 4. 当社の株券の貸借に関する事項について日本アジアグループ株式会社と当社の特別利害関係者等との間の取決めの内容
該当事項なし
- 1 5. その他投資者の保護を図るため必要な事項
該当事項なし

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

当第2四半期会計期間において、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る新株予約権が以下のとおり、行使されました。

	第2四半期会計期間 (平成23年7月1日から平成23年9月30日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	20
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)	20,000
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	232
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額(千円)	4,640
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	20
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	20,000
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	232
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(千円)	4,640

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年7月1日～ 平成23年9月30日 (注)	20,000	38,177,103	2,374	16,941,387	2,374	4,237,127

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(6) 【大株主の状況】

平成23年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本アジアグループ株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目3-2	21,540	56.42
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区内幸町1丁目1-5	1,753	4.59
応用地質株式会社	東京都千代田区九段北4丁目2-6	852	2.23
株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿1丁目26-1	672	1.76
国際航業グループ従業員持株会	東京都千代田区六番町2	662	1.73
株式会社りそな銀行	大阪府大阪市中央区備後町2丁目2-1	516	1.35
コクサイエアロマリン株式会社	東京都港区西新橋2丁目5番2号	400	1.04
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	388	1.01
株式会社パイロットコーポレー ション	東京都中央区京橋2丁目6-21	288	0.75
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地7丁目18-24	249	0.65
計	—	27,321	71.56

(注) 1 上記のほか、当社所有の自己株式1,017千株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合2.66%)があります。

2 上記のほか、平成19年10月1日付の株式移転に伴い、子会社国際航業(株)が保有する当社株式719千株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合1.88%)があります。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成23年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,017,000	—	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
	(相互保有株式) 普通株式 719,000	—	同上
完全議決権株式(その他)	普通株式 36,255,000	36,255	同上
単元未満株式	普通株式 186,103	—	同上
発行済株式総数	38,177,103	—	—
総株主の議決権	—	36,255	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」の「株式数」欄には、証券保管振替機構名義の株式17,000株が含まれております。

2 「単元未満株式」には、当社保有の自己株式44株及び相互保有当社株式184株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成23年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計(株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 国際航業ホールディングス株式会社	東京都千代田区六番町2番地	1,017,000	—	1,017,000	2.66
(相互保有株式) 国際航業株式会社	東京都千代田区六番町2番地	719,000	—	719,000	1.88
計	—	1,736,000	—	1,736,000	4.54

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成23年7月1日から平成23年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成23年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	10,537,507	10,784,642
受取手形及び売掛金	20,419,777	11,183,392
販売用不動産	6,765,552	6,097,333
製品	3,937,147	3,512,887
仕掛品	323,577	848,926
原材料	21,034	16,175
短期貸付金	1,368,572	2,333,729
その他	1,118,091	2,773,264
貸倒引当金	△90,947	△83,505
流動資産合計	44,400,314	37,466,846
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	3,441,931	3,346,511
機械装置及び運搬具（純額）	378,288	514,902
工具、器具及び備品（純額）	113,384	154,534
土地	5,550,821	5,523,421
リース資産（純額）	275,175	518,023
有形固定資産合計	9,759,601	10,057,393
無形固定資産		
のれん	※2 2,258,386	※2 1,908,582
リース資産	22,708	17,941
その他	1,418,301	1,432,443
無形固定資産合計	3,699,396	3,358,967
投資その他の資産		
投資有価証券	4,746,732	5,293,421
その他	6,616,480	4,375,441
貸倒引当金	△2,291,440	△2,151,563
投資その他の資産合計	9,071,772	7,517,298
固定資産合計	22,530,770	20,933,659
資産合計	66,931,085	58,400,506

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成23年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	4,746,560	3,084,487
短期借入金	12,671,515	9,432,745
1年内返済予定の長期借入金	2,707,551	2,101,525
1年内償還予定の社債	738,000	517,500
未払法人税等	263,985	156,480
前受金	1,063,905	1,383,609
賞与引当金	303,718	561,527
受注損失引当金	59,002	150,931
完成工事補償引当金	46,211	32,629
その他	2,419,829	1,679,744
流動負債合計	25,020,281	19,101,181
固定負債		
社債	718,000	602,000
長期借入金	8,768,610	9,966,714
退職給付引当金	1,600,607	1,726,534
その他	1,456,482	1,648,836
固定負債合計	12,543,700	13,944,085
負債合計	37,563,982	33,045,267
純資産の部		
株主資本		
資本金	16,939,013	16,941,387
資本剰余金	13,681,587	13,684,121
利益剰余金	△2,727,225	△5,374,525
自己株式	△695,401	△694,089
株主資本合計	27,197,972	24,556,894
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	507,536	286,697
繰延ヘッジ損益	△36,093	△81,783
為替換算調整勘定	83,621	144,823
その他の包括利益累計額合計	555,064	349,737
新株予約権	—	35,632
少数株主持分	1,614,064	412,973
純資産合計	29,367,102	25,355,238
負債純資産合計	66,931,085	58,400,506

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】
 【四半期連結損益計算書】
 【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
売上高	19,624,203	19,614,229
売上原価	14,707,247	15,604,339
売上総利益	4,916,956	4,009,889
販売費及び一般管理費		
給料手当及び賞与	2,772,646	2,746,992
賞与引当金繰入額	207,773	202,979
退職給付費用	122,869	152,946
旅費交通費及び通信費	471,608	416,502
賃借料	485,813	464,754
減価償却費	75,237	114,038
のれん償却額	142,175	139,355
その他	1,768,477	1,882,737
販売費及び一般管理費合計	6,046,601	6,120,307
営業損失(△)	△1,129,645	△2,110,417
営業外収益		
受取利息及び配当金	95,528	129,542
負ののれん償却額	8,824	8,824
持分法による投資利益	469,436	98,139
貸倒引当金戻入額	—	32,954
その他	74,964	97,420
営業外収益合計	648,755	366,880
営業外費用		
支払利息	253,049	306,267
社債利息	11,467	7,846
社債発行費償却	3,417	—
為替差損	559,398	722,821
その他	111,400	164,861
営業外費用合計	938,733	1,201,796
経常損失(△)	△1,419,624	△2,945,333
特別利益		
貸倒引当金戻入額	43,773	147,412
固定資産売却益	97,810	—
投資有価証券売却益	107	36,708
関係会社株式売却益	49,737	—
負ののれん発生益	586,906	298,245
その他	12,500	—
特別利益合計	790,834	482,366

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
特別損失		
固定資産除売却損	559	—
投資有価証券評価損	632,952	2,537
貸倒引当金繰入額	805,206	—
段階取得に係る差損	97,875	—
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	40,471	—
特別損失合計	1,577,065	2,537
税金等調整前四半期純損失(△)	△2,205,854	△2,465,504
法人税、住民税及び事業税	83,656	113,543
法人税等調整額	△46,537	△2,358
法人税等合計	37,119	111,184
少数株主損益調整前四半期純損失(△)	△2,242,973	△2,576,689
少数株主利益又は少数株主損失(△)	△71,606	1,443
四半期純損失(△)	△2,171,367	△2,578,132

【四半期連結包括利益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純損失(△)	△2,242,973	△2,576,689
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△220,206	△223,770
繰延ヘッジ損益	△7,827	△45,111
為替換算調整勘定	59,095	61,201
持分法適用会社に対する持分相当額	△2,310	2,292
持分変動差額	—	△69,166
その他の包括利益合計	△171,248	△274,554
四半期包括利益	△2,414,222	△2,851,243
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	△2,341,260	△2,852,626
少数株主に係る四半期包括利益	△72,961	1,382

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純損失(△)	△2,205,854	△2,465,504
減価償却費	349,807	386,106
のれん償却額	142,175	139,355
負ののれん償却額	△8,824	△8,824
持分法による投資損益(△は益)	△469,436	△98,139
貸倒引当金の増減額(△は減少)	770,595	△147,318
賞与引当金の増減額(△は減少)	△47,503	257,809
受取利息及び受取配当金	△95,528	△129,542
支払利息及び社債利息	264,517	314,113
社債発行費償却	3,417	—
為替差損益(△は益)	502,269	783,095
固定資産除売却損益(△は益)	△97,251	—
投資有価証券売却損益(△は益)	△107	△36,708
投資有価証券評価損益(△は益)	632,952	2,537
関係会社株式売却損益(△は益)	△49,737	—
負ののれん発生益	△586,906	△298,245
段階取得に係る差損益(△は益)	97,875	—
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	40,471	—
その他の特別損益(△は益)	△12,500	—
受注損失引当金の増減額(△は減少)	86,897	91,929
完成工事補償引当金の増減額(△は減少)	△1,920	△13,582
退職給付引当金の増減額(△は減少)	71,196	125,926
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	△11,009	—
売上債権の増減額(△は増加)	14,608,146	9,535,130
たな卸資産の増減額(△は増加)	△1,027,443	52,307
仕入債務の増減額(△は減少)	△3,032,469	△1,640,990
未払消費税等の増減額(△は減少)	△426,206	△592,446
その他	△1,787,335	△1,641,046
小計	7,710,286	4,615,962
利息及び配当金の受取額	95,225	99,865
利息の支払額	△243,013	△324,875
法人税等の支払額	△499,321	△258,009
営業活動によるキャッシュ・フロー	7,063,177	4,132,943

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△253,493	△392,921
定期預金の払戻による収入	191,138	930,464
有形及び無形固定資産の取得による支出	△233,287	△293,942
有形及び無形固定資産の売却による収入	221,410	402
有価証券の取得による支出	△700,000	—
有価証券の償還による収入	700,000	—
投資有価証券の取得による支出	△581,982	△1,778
投資有価証券の売却による収入	3,091	55,523
貸付けによる支出	△3,000,644	△4,168,726
貸付金の回収による収入	102,254	2,795,263
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	△148,801	—
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	720,769	—
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出	△255,806	—
連結子会社株式の追加取得による支出	△674,500	△219
その他	11,668	△37,949
投資活動によるキャッシュ・フロー	△3,898,181	△1,113,883
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	8,845,100	7,404,208
短期借入金の返済による支出	△13,373,766	△10,570,647
長期借入れによる収入	1,938,671	2,592,026
長期借入金の返済による支出	△2,450,225	△1,685,365
社債の発行による収入	196,582	100,000
社債の償還による支出	△432,500	△436,500
自己株式の取得による支出	△293	△219
自己株式の売却による収入	—	1,692
新株予約権の行使による株式の発行による収入	—	4,640
新株予約権の発行による収入	—	35,741
リース債務の返済による支出	△149,048	△114,543
財務活動によるキャッシュ・フロー	△5,425,479	△2,668,967
現金及び現金同等物に係る換算差額	△13,840	△146,219
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△2,274,324	203,872
現金及び現金同等物の期首残高	11,773,266	9,193,272
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 9,498,942	※1 9,397,145

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

該当事項はありません。

【会計方針の変更等】

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
原価差異の繰延処理	操業度等の季節的な変動に起因して発生した原価差異につきましては、原価計算期間末日までにはほぼ解消が見込まれるため、当該原価差異を流動資産のその他として繰り延べております。

【追加情報】

当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成23年9月30日)
<p>1 偶発債務</p> <p>従業員の借入債務（住宅資金）について、債務保証を行っております。</p> <p>(独) 福祉医療機構社員転貸融資 5,285千円</p> <p>顧客の借入債務（つなぎ融資）について、債務保証を行っております。</p> <p>(株) みなと銀行 71,320千円</p> <p>計 76,605</p> <p>※2 固定負債である負ののれんと相殺した差額を記載しております。</p> <p>なお、相殺前の金額は次のとおりであります。</p> <p>のれん 2,298,764千円</p> <p>負ののれん △40,378</p> <p>差引 2,258,386</p>	<p>1 偶発債務</p> <p>顧客の借入債務（つなぎ融資）について、債務保証を行っております。</p> <p>(株) みなと銀行 147,050千円</p> <p>※2 固定負債である負ののれんと相殺した差額を記載しております。</p> <p>なお、相殺前の金額は次のとおりであります。</p> <p>のれん 1,940,135千円</p> <p>負ののれん △31,553</p> <p>差引 1,908,582</p>

(四半期連結損益計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
<p>売上高の季節的変動</p> <p>当社グループの主要事業である空間情報コンサルティング事業における売上高は、第4四半期連結会計期間の業務割合が大きいため、第3四半期連結累計期間までの各四半期連結会計期間と第4四半期連結会計期間の業績に季節的変動があります。</p>	<p>売上高の季節的変動</p> <p>同 左</p>

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
<p>※1 現金及び現金同等物の当第2四半期連結累計期間末残高と当第2四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係（平成22年9月30日現在）</p> <p>現金及び預金勘定 10,491,956千円</p> <p>投資その他の資産その他に含まれる定期預金 1,306,947</p> <p>預金期間が3ヶ月を超える定期預金 △1,734,961</p> <p>担保に供している定期預金 △565,000</p> <p>現金及び現金同等物 9,498,942</p>	<p>※1 現金及び現金同等物の当第2四半期連結累計期間末残高と当第2四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係（平成23年9月30日現在）</p> <p>現金及び預金勘定 10,784,642千円</p> <p>投資その他の資産その他に含まれる定期預金 378,088</p> <p>預金期間が3ヶ月を超える定期預金 △1,313,757</p> <p>担保に供している定期預金 △451,828</p> <p>現金及び現金同等物 9,397,145</p>

(株主資本等関係)

I 前第2四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

II 当第2四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第2四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期連結損 益計算書計上 額 (注) 3
	空間情報コ ンサルティ ング事業	環境・不動 産事業	グリーン・ エネルギー 事業	計				
売上高								
外部顧客 への売上高	12,684,120	6,432,185	497,505	19,613,811	10,392	19,624,203	—	19,624,203
セグメント 間の内部売 上高又は振 替高	1,137	439,967	119	441,224	33,475	474,699	△474,699	—
計	12,685,258	6,872,152	497,624	20,055,035	43,867	20,098,902	△474,699	19,624,203
セグメント 利益又は 損失(△)	△934,634	85,523	△255,379	△1,104,490	△25,154	△1,129,645	—	△1,129,645

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、保険代理店業務等であります。

2 セグメント間の内部売上高又は振替高の調整額は、セグメント間取引消去です。

3 セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

「空間情報コンサルティング事業」セグメントにおいて、株式会社アスナルコーポレーションの株式217,520株を追加取得し、子会社としました。なお、当該事象による負ののれん発生益の計上額は、当第2四半期連結累計期間においては164,567千円であります。

「環境・不動産事業」セグメントにおいて、株式会社KHCの株式52,355株を追加取得しております。なお、当該事象による負ののれん発生益の計上額は、当第2四半期連結累計期間においては397,609千円であります。

II 当第2四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 3
	空間情報 コンサルティング事業	グリーン プロパティ事 業	グリーン エネルギー 事業	計				
売上高								
外部顧客 への売上高	11,736,150	7,224,395	641,836	19,602,382	11,846	19,614,229	—	19,614,229
セグメント 間の内部売 上高又は振 替高	6,610	428,751	11,622	446,984	20,691	467,675	△467,675	—
計	11,742,760	7,653,147	653,458	20,049,366	32,537	20,081,904	△467,675	19,614,229
セグメント 損失 (△)	△2,060,968	△30,012	△5,229	△2,096,210	△14,207	△2,110,417	—	△2,110,417

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、保険代理店業務等であります。

2 セグメント間の内部売上高又は振替高の調整額は、セグメント間取引消去です。

3 セグメント損失は、四半期連結損益計算書の営業損失と一致しております。

4 従来の「環境・不動産事業」については、「グリーンプロパティ事業」へ名称を変更しております。なお、当該変更は名称の変更のみであり、報告セグメントの区分方法に変更はありません。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

「グリーンプロパティ事業」セグメントにおいて、株式会社KHCの株式77,100株を追加取得しております。なお、当該事象による負ののれん発生益の計上額は、当第2四半期連結累計期間においては298,245千円であります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
1株当たり四半期純損失金額	59円62銭	70円78銭
(算定上の基礎)		
四半期純損失金額(千円)	2,171,367	2,578,132
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る四半期純損失金額(千円)	2,171,367	2,578,132
普通株式の期中平均株式数(株)	36,421,984	36,423,291
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(注) 前第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、当第2四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在するものの1株当たり四半期純損失のため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年11月11日

国際航業ホールディングス株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 一 宏 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 三宅 孝 典 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている国際航業ホールディングス株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成23年7月1日から平成23年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、国際航業ホールディングス株式会社及び連結子会社の平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年11月14日

【会社名】 国際航業ホールディングス株式会社

【英訳名】 KOKUSAI KOGYO HOLDINGS CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 吳 文 繡

【最高財務責任者の役職氏名】 取締役管理本部長 米村 貢一

【本店の所在の場所】 東京都千代田区六番町2番地

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長呉文繡及び当社取締役管理本部長米村貢一は、当社の第5期第2四半期(自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。